

参 考 资 料

I 法令等

●【教育基本法】（平成18年12月22日法律第120号）（抄）

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（社会教育）

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

●【社会教育法】（昭和24年6月10日法律第207号）（抄）

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

●【高齢社会対策基本法】（平成7年法律第129号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策（以下「高齢社会対策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- 三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

(施策の大綱)

第6条 政府は、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として、基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めなければならない。

(学習及び社会参加)

第11条 国は、国民が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の社会的活動への参加を促進し、及びボランティア活動の基盤を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

●【食育基本法】(平成17年6月17日法律第63号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第11条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

Ⅱ 答申・報告書等

●高齢社会対策大綱（平成24年9月7日閣議決定）（抜粋）

3 社会参加・学習等分野に係る基本的施策

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、社会参加活動や学習活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要とされる。

このため、高齢者を含めた全ての人々が、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、学校や社会における多様な学習機会の提供を図るとともに、その成果の適切な評価の促進を図る。

また、高齢者が年齢や性別にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍したり、学習成果を活かしたりできるよう、ボランティア活動を始めとする高齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し、充実して過ごせる条件の整備を図る。

さらに、ボランティア組織やNPO等における社会参加の機会は、自己実現への欲求及び地域社会への参加意欲を充足させるとともに、福祉に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間交流や相互扶助の意識を醸成するものである。このため、高齢者を含めた市民やNPO等が主体となって公的サービスを提供する「新しい公共」を推進する。

(1) 社会参加活動の促進

ア 高齢者の社会参加活動の促進

活力ある地域社会の形成を図るとともに、高齢者が年齢や性別にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍したり、学習成果を活かしたりできるよう、高齢者の社会参加活動を促進する。

このため、情報通信技術等も活用して、高齢者の情報取得の支援を行うとともに、学校教育支援・子育て支援などの高齢者が活躍できる場の充実等を通じて、高齢者と若い世代との交流の機会を確保し、ボランティア活動を始めとする高齢者の自主的な社会参加活動を支援する。そのほか、高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発、情報提供・相談体制の整備、指導者養成などを行う。

また、高齢者等の能力を広く海外において活用するため、高齢者、退職者等の専門的知識・技術を海外技術協力等に活用した事業を推進する。

さらに、高齢者の利用に配慮した余暇関連施設の整備、既存施設の有効活用、利用情報の提供、字幕放送等の充実などにより、高齢者がレクリエーション、観光、趣味、文化活動等で充実した時間を過ごせる条件を整備する。

イ 「新しい公共」の担い手の活動環境の整備

高齢者は経済的な側面だけではなく、生きがいや社会参加を重視していることも多いため、雇用にこだわらない社会参加の機会の確保を推進していく。このため、高齢者を含めた国民が積極的に「公」に参画する社会を再構築する「新しい公共」を推進する。「新しい公共」の担い手は、特定非営利活動法人、ボランティア団体等のほか、自治会など地域に根付く昔ながらの組織も含め、公共的な財・サー

ビスを提供し、地域の人々に社会参加の機会を創出する様々な主体である。こうした担い手の活動環境を整備するため、寄附税制や改正特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知等を促す。また、震災復興にも重要な役割を果たす「新しい公共」の担い手による自立的活動の広がりを後押しする。

(2) 学習活動の促進

ア 学習機会の体系的な提供と基盤の整備

生涯学習社会の形成を目指し、多様な学習機会を体系的に提供するため、社会教育施設、高等教育機関等の関係機関及び民間団体等との連携を図りつつ、生涯学習を総合的に推進する体制を整備することとし、地域における連携を図るための会議の開催、総合的推進に必要な基本計画等の策定などを推進する。

また、多様な学習機会の提供に係る基盤の整備として、生涯学習に関する普及・啓発、情報提供・相談体制の充実、指導者の確保及び資質の向上を図るとともに、学習成果の適切な評価の促進を図る。

イ 学校における多様な学習機会の提供

初等中等教育機関においては、地域等との連携を図りつつ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等による高齢者との交流等を通じて、介護・福祉などの高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深める。あわせて、学校教育全体を通じて、生涯にわたって自ら学び、社会に参画するための基盤となる能力や態度を養う。

また、大学等の高等教育機関においては、高齢者を含めた社会人に対する多様な学び直しの機会の提供を図るため、社会人入試の実施、通信制大学・大学院の設置、公開講座、科目等履修生制度や履修証明制度の活用などに取り組むとともに、専修学校の実践的な職業訓練における単位制・通信制の制度を活用した取組の支援、放送大学の学習環境の整備・充実を図る。

さらに、地域住民を対象とする開放講座の開催、余裕教室を活用した社会教育の実施など学校の教育機能や施設の開放を促進する。

ウ 社会における多様な学習機会の提供

多様化・高度化する国民の学習ニーズに対応するため、民間事業者の健全な発展の促進を図るとともに、先進的な学習プログラムの開発の促進や公民館等の社会教育施設における多様な学習機会の提供、公民館等を中心とした地域におけるネットワーク形成の推進等により社会教育の充実を図る。そのほか、美術館等における文化活動の推進、スポーツの振興、自然とのふれあいなどにより、情報通信技術も活用しつつ、生涯にわたる多様な学習機会の提供を図る。

エ 勤労者の学習活動の支援

生涯学習社会を形成するためには、勤労者が学習活動に参加しやすい条件を整備することが必要であり、有給教育訓練休暇制度の普及促進などを図るとともに、教育訓練給付制度の活用などにより自発的に職業能力の開発・向上に取り組む勤労者個人を直接支援する施策を推進する。

● 「長寿社会における生涯学習の在り方について」(抜粋)

～人生100年 いくつになっても 学ぶ幸せ 「幸齢社会」～

(平成24年3月文部科学省「超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会」)

Ⅱ 長寿社会における生涯学習政策の今後の方向性

1 学習内容及び方法の工夫・充実

(1) 学習者の主体的な学びの支援と学びの循環

(主体的な学びの選択)

- 長寿社会における生涯学習は、高齢者のみならず、あらゆる年齢層も含めて考えていく必要があるが、特に高齢期(高齢準備期含む)における課題は多岐にわたっており、学びの提供においては、多様な選択肢の中から、高齢者自身が主体的に学びの選択ができるような体制が必要である。

(学習者の参画による協働型プログラムの開発)

- 学習プログラムの開発に当たっては、学習者のニーズが最大限に尊重されるよう、企画立案の初期段階から住民や学習者が参画し、協働して開発することができるような仕組みの構築が必要である。

(高齢者の特性を活かした学習内容の開発)

- 高齢者には豊かな人生経験があるなど、他の世代とは異なり、独自の学習者特性を有する。例えば、回想法を取り入れた学習、歴史的視点を組み込んだ学習や自己の人生経験と照応しつつ古典や芸術を理解するといった学習が有効である。

(多様な学習方法の提供)

- 学びの方法も学習者によって千差万別であるため、ワークショップやワールドカフェ²、e-ラーニング方式での学習方法等も採り入れるなど、様々な体験活動を通して、自ら課題を解決していきけるような工夫も必要である。

(学びの循環)

- 学習機会の提供に当たっては、これまでのような趣味・教養といった自己完結型の学習だけではなく、身につけた学びを、地域活動の現場で実践することにより、周囲の人を巻き込んでいくとともに、地域活動の現場で出てきた課題を解決するためにさらに学びを深めていくといった「学びの循環」を構築することが必要である。また、学んだ成果を活かして、次は自らが教える立場に立つことは、自らの学びを深めることにもつながる。

2 「知識や知恵は、機能的な会議室の中で生まれるのではなく、人々がオープンに会話をを行い、自由にネットワークを築くことのできる『カフェ』のような空間でこそ創発される」という考え方に基づいた話し合いの手法。企業やNPOで戦略的ダイアログの推進やコミュニティの構築の支援を行っているJuanita Brown(アニータ・ブラウン)氏とDavid Isaacs(デイビッド・アイザックス)氏によって、1995年に開発・提唱された。

(2) 多様な学習機会の提供

(個人の自立のための学び)

- 高齢者が、リタイア後の第二、第三の人生を明るく安心して生活するためには、健康維持、資産管理、加齢に伴う衣食住や人間関係の変化、介護や医療の基礎知識、年金制度、成年後見の仕組みなど、身体的にも経済的にも自立した生活を送っていくための体系的な学びが必要である。

(地域参画・社会貢献のための学び)

- 社会参画とは、ボランティア活動などの社会貢献活動だけではなく、人が人や地域社会と関わる際のすべての活動を包含していることを認識する必要がある。すなわち、就労、起業、サークル活動、学びなど多岐にわたる。
- 地域との関わりを望みながら接点を得られない人に対しては、地域デビュー講座など社会参画に至るまでの段階的な学習が必要である。
- また、ボランティア活動などの社会貢献活動に参加する場合は、その力を十分に発揮するために、まちづくりや環境問題、福祉問題など、それぞれの地域性や地域ニーズを反映した課題解決型・社会貢献型の学びに加え、役職や肩書きによらない対等なコミュニケーションを円滑に行う等地域において新たな人間関係を形成するための学びが必要である。これらの学びを通して、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスの起業など、さらなる活動に発展していくことも考えられる。

(生活の基礎である情報受発信力の学び)

- 高齢者がICT（情報通信技術）を使えるようになることは、自らの健康や財産を管理し、家族や友人とコミュニケーションをとり、平時にも非常時にも正確な情報を把握して最適な行動をとるためにも必要な知識であり、買い物等の利便性も含め、生活の基礎といえる時代になってきている。
- 学びの場においても、ICTリテラシーが高ければ、利用できるメディアが飛躍的に増え、在宅でも学ぶ機会が増すため、高齢者にとってこそICTは必須である。
- また、地域社会においても、高齢者自らが情報受発信を行うことで、自らの利便性や社会参画の機会が増し、若年層に対して経験や知恵を授ける知の循環が生まれ、地域社会の課題解決や活性化に貢献する可能性が増すことになる。このように、高齢者こそ、ICTリテラシーを生活の基礎能力として学ぶことが必要である。

(死生観に関する学び)

- 現在の日本社会においては、死の実感が、生活、意識、医療、教育など社会の様々な面で抜け落ちており、また、「死」と向き合う経験が減少しているために、実際に接したときの対応に苦慮している人が少なくない。「死」と向き合うことで、生きる意味を見だし、今、生きているこの一瞬を大切にすることができる。また、自分自身の死を見つめ、長い間積み上げた人生の締めくくりとして、どのように自分らしい死を迎えるか、終末期の在り方も含めて人生の締めくくり方についても、自分で選択することが可能な時代である。このため、第二、第三の人生設計を行う上で、「死をめぐる学び」も必要である。ただし、生と死に関しては、個人の思想・信条・宗教などによって多様性を持つことから、学習機会の提供に当たっては慎重に行う必要がある。

●「高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会報告書」(抜粋)

～ 尊厳ある自立と支え合いを目指して ～

(平成24年3月内閣府「高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会」)

4. 今後の超高齢社会に向けた基本的な考え方

ここで議論する超高齢社会は、高齢者だけが幸せに暮らせる社会を目指したものではない。人は誰しも歳をとるものであり、現在の子どもや若者までが将来老いた際に安心して幸せに暮らせる社会を目指しているのであって、いわば次の世代への対策でもある。

意欲と能力のある高齢者には、積極的に社会を支えてもらうと同時に、全ての世代が積極的に参画することが重要であると考えられる。65歳以上の人のなかにも、自立した生活を送り、社会を支えている人がいるという認識は、その人の尊厳を保つことにつながる。こうした「自己力」による自分らしい生き方が可能となる社会を構築するためには、「高齢者」の捉え方の意識改革を通じて、高齢者パワーを積極的に発揮してもらう必要がある。

「自己力」を高める大前提として、共助や公助による老後の安心を確保できる制度の確立が必要である。その際、共助や公助の在り方は人生設計に影響を与えるので、長期的な視点での社会保障制度の設計が必要となる。

また、地域の人々、友人等との間の「顔の見える」助け合いにより行われるものである「互助」を再構築することで、お互いのニーズが把握でき、本当に支えが必要な人が真に何を求めているのかを理解することができる。そうすることで、いざ支えられる側になったとしても、尊厳のある生き方が可能になると考えられる。

若年期から高齢期に向けた準備としては、人生の前半は、人的資本や実物資本、金融資本の蓄積等に主眼をおき、人生の後半にこれらのストックを各人のライフスタイルに応じて活用することで、若年期から高齢期までの人生設計や経済的な循環を実現することが可能になる。

以下では、全ての高齢者が、尊厳のある生き方ができるよう、これまでの人生65年を前提としてきた社会から脱却した、「人生90年時代」に対応した超高齢社会における基本的な考え方を整理する。

(中略)

(4) 地域力の強化と安定的な地域社会の実現

～「互助」が生きるコミュニティ～

① 「互助」によるコミュニティの再構築

これまでは、自助、共助及び公助の組み合わせによって、高齢社会を支えるとの認識が一般的であったと考えられる。

社会情勢の変化や、核家族化の進展に伴い独居者が増加すると見込まれるなかで、地域の人々、友人、世代間を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」を再構築する必要がある。

その「互助」は市場で売買されるものでも強制力を伴うものでもなく、あくまで個人の自発的意思によって他を思う気持ちの発露として行われるものと考えられる。

さらに、他者を支えるだけでなく、他者からの承認や尊敬を通じた自分自身の生きがいや自己実現にもつながり、支える人と支えられる人の両者にとっての人生と生活の質を豊かにする。さらに、地

域コミュニティのつながり、絆の再構築に向けても重要な役割を果たすと考えられる。

また、高齢者の多様な経験や知恵を活かし、高齢者が子育て世代等の若い世帯を支え、逆に子供や若者が高齢者にITについて教えるなど世代間の交流を促進させていくなど、「地域力」の強化を図ることが重要である。

なお、互助の再構築を推進するといっても、これは、共助や公助の後退を意味するものではない。地域に根差した助け合いを推進するにあたっては、自助・互助・共助・公助のすべてが必要となる。自助や互助が行われやすくなるように、国や地方公共団体をはじめ関係機関・団体による、地域力や仲間力を高めるための環境づくりが望まれる。

地域のコミュニティの再構築による地域力の強化にあたっては、地域における高齢者の円滑な移動手段を確保すると同時に、様々な地域資源や人的資源等の社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）を活用し、それを組み合わせ、地域のなかで好循環させることが重要である。地方公共団体をはじめ関係機関・団体が連携・協力して、コミュニティビジネスの起業、教育・福祉・環境・防災・防犯等の地域貢献活動における参加促進等、協働の取組を進めていくことにより、安定的な地域社会の構築が求められる。

(中略)

(6) 若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現

～ワーク・ライフ・バランスと次世代へ承継する資産～

① 人的資本の蓄積とその活用

技術革新等により、企業内における働き方にも変化が生じ、企業において働き続けるためにも、能力開発や生涯学習が重要となる。同時に、男性にとっても女性にとっても、仕事時間と育児や介護、自己啓発、地域活動等の生活時間の多様でバランスのとれた組み合わせの選択を可能にする、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が必要である。

特に、今後、仕事と親の介護との両立を迫られる人が独身男性等も含めて増えることが見込まれ、企業には、こうした状況を踏まえた雇用管理面の対応を急ぐことが求められている。

さらに、職業人生の長期化にともない、若年期から職業キャリアの節目における心身のリフレッシュや、ボランティア等の地域活動を行うことが重要になり、多様な休暇制度の導入・活用等の労使による検討も必要である。

年齢にかかわらず意欲に応じて働くためには、技能や人脈等も含めた仕事能力を蓄積させることが重要である。そのためには、非正規労働者も含めて、若年・中年期からキャリア形成を図ることができるよう、キャリアに関する相談・援助により自己啓発・スキルアップができるような環境を整備していくことも重要である。

なお、女性高齢者のなかには、若い時期に、子育て等で就業を中断したため、高齢期に到るまでの間に就業経験を積み、職業能力を蓄積していくことが困難だった者もいる。子育てにより仕事を中断しなくてもよい環境の整備に加えて、主婦やパートとして過ごしてきた女性が自己啓発・スキルアップのできる環境も整備しなければならない。

また、定年前からどのような生活を送りたいかをイメージしておくことが重要であり、職場、地域、学校においては、高齢期における就労、社会参加、学習といった生活の向上につながる取組を実施す

ることが必要である。

高齢期においても、個人の生きがいを探求し、これまでの多様な社会経験を活かして能力を発揮できるようにするとともに、自立した生活を送れるよう生涯学習の機会を充実させることが重要である。

こういった種々の取組を実践するにあたっては、必要な情報が円滑に入手できるよう、ICT(情報通信技術)等の活用による地理的、時間的制約の軽減を図ること等が望まれる。

さらには、若年期から高齢期に備える場合、高齢社会についての総合的な知識が必要である。そのためには、できるだけ多くの国民が、高齢社会についての客観的かつ総合的な知識を取得できるよう、教育や学習の機会の提供を進めることも望まれる。

同時に、高齢期に向けた健康管理、健康づくりが重要であることの啓発を図る必要がある。また、栄養・食生活や運動に関する情報の国民一人ひとりによる的確な理解の促進も重要であり、子どもの頃から生涯にわたる食育に関する取組や健康づくりが行われるよう、社会全体として環境の整備を図るべきである。

若年者も含めた国民が、今日から、人生90年時代に向けた人生設計を描き始めることが重要である。

● 「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」(抜粋) (平成25年1月中央教育審議会生涯学習分科会)

第2章 今後の生涯学習・社会教育の振興の具体的方策について

2. 現代的・社会的課題に対応した学習機会及びライフステージに応じた学習機会の充実

(1) 現代的・社会的課題に対応した学習の推進

- 個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化する中で、自らの課題を自らで解決できる自立した個人や他者と協働しながら主体的に地域社会の課題解決を担うことができる地域住民の育成に資する学習が求められている。
- このため、各分野の基本計画等に基づき実施される、男女共同参画、人権、環境保全、消費者問題、地域防災・安全等の現代的・社会的な課題に関する学習について、一方的な知識の伝達にとどまらず、その成果を具体的な実践につなげていけるような学習の推進が期待される。
- 特に、男女共同参画社会の実現に向けては、固定的性別役割分担意識の解消に資する教育・学習の推進や性別にとらわれない多様なキャリア形成を支援する学習の推進が一層求められる。
- また、地球規模の課題に対しても、自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育(持続発展教育:ESD)も重要である。
- さらに、現在、社会教育施設においては、趣味・教養に関する講座等の提供が大半を占める中にあって、現代的・社会的な課題に対応した学習機会の充実やその学習成果を生かした地域課題の解決等に先進的に取り組む公民館等に対して、支援を行っていくことも有効である。
- なお、現代的・社会的な課題に対応した学習機会の提供に当たっては、社会教育施設での講座等の提供のみにとどまらず、首長部局・大学等・民間団体・企業等の様々な主体とも連携・協働していくことが重要である。

(2) ライフステージに応じた学習機会の充実

- 個々人が、生涯にわたって、学習を継続するに当たり、生きていくライフステージによって、求められる学習内容や手法は変わってくるため、それぞれに応じた学習機会を提供することが重要となる。
- 青少年については、自然体験活動を行ったことのある青少年の割合が年々減少していることや、早い段階から様々な体験活動を行う機会を設けることが重要であることを踏まえ、自然体験、ボランティア活動を含めた社会体験、国際交流体験等の様々な体験活動を推進することが求められる。
- 社会人等については、その多様な学習ニーズに応えるため、大学・専修学校等において、通信教育、公開講座、科目等履修生制度や履修証明制度の一層の活用等に取り組むとともに、産学官連携による短期学習ユニットの積み上げ方式や単位制・通信制の導入など、社会人等が学びやすい学習・評価システムの構築も求められる。
- 関連して、中等教育から高等教育までにわたる職業や就業に重点を置いた就学の道筋として、「職業教育体系」を鮮明にすることが重要である。こうしたことから、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組み²²づくりに向けて、先導的試行などの取組を段階的に進めることが求められる。
- また、子育て世代に対しては、1. (4) において記述したように、親の育ちを応援することが必要であり、子育てへの自信や対処能力を持たせることができるような、学習プログラムや講座を開発・充実することなどが求められる。
- さらに、高齢期においても、全ての人々が健康で、生きがいをもって主体的に生きるとともに、地域における様々な活動において、重要な担い手として活躍することができる社会の実現が求められている。このため、「長寿社会における生涯学習の在り方について（平成24年3月超高齢化社会における生涯学習の在り方に関する検討会）」の報告書にも示されているように、高齢者が身体的にも経済的にも自立した生活を送っていくための体系的な学習や、これまでの人生での豊かな経験や知識・技能を地域参画・社会貢献に活かすための学習などの機会の充実について、高齢者福祉や高齢者就労支援、まちづくり・地域活性化等の関連部局とも連携しつつ推進していくことが期待される。

22 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月31日）においては、「現在の高等教育における職業教育の位置づけや課題、また実践的な知識・技能を有する人材の育成ニーズや高等教育機関が職業教育において果たす役割への期待の高まりを踏まえると、高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備することが考えられる」と指摘されている。また、今後の検討事項として「新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる」と提言されている。

Ⅲ 世論調査

●内閣府「生涯学習に関する世論調査」（平成24年7月）（抜粋）

図1 身につけた知識等の活用状況

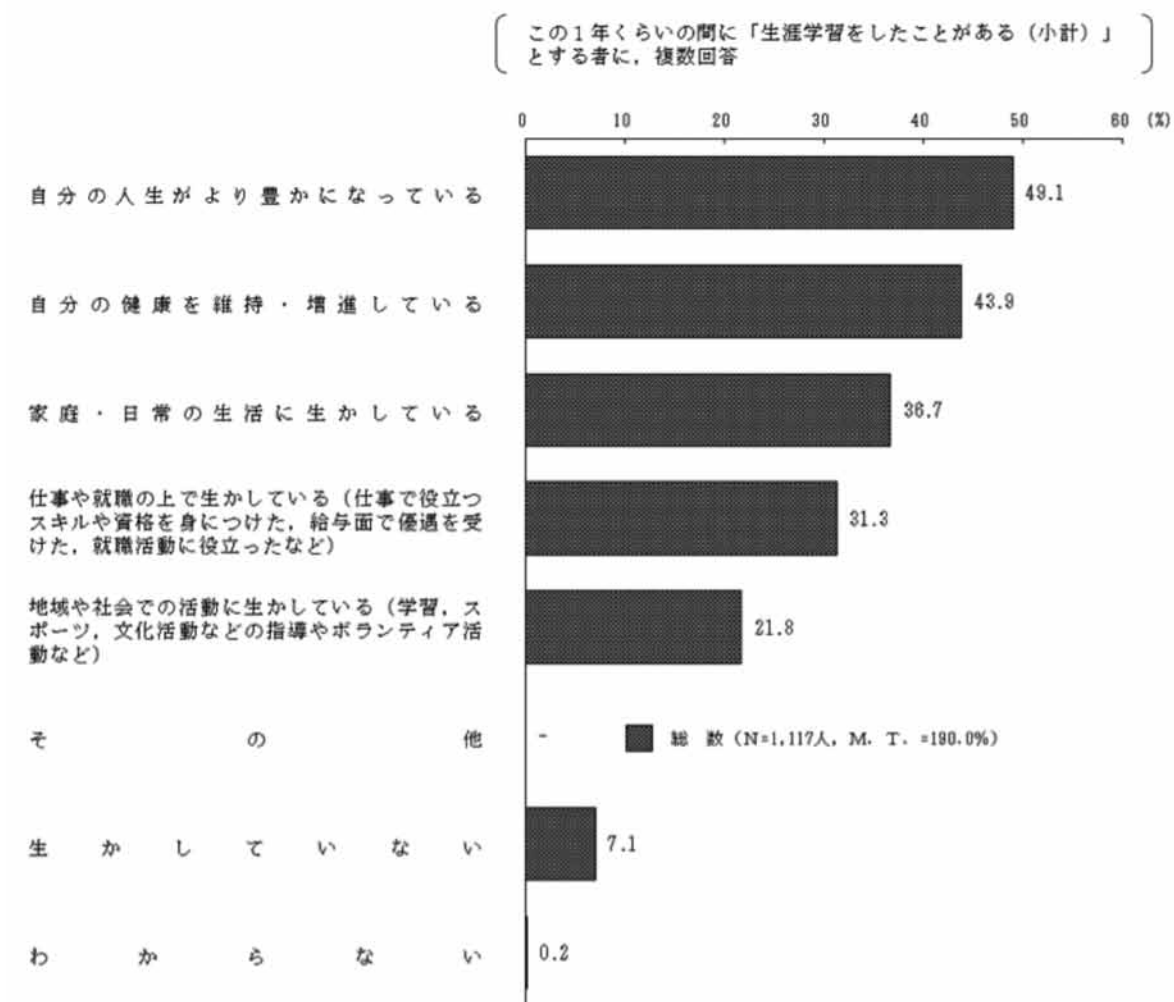
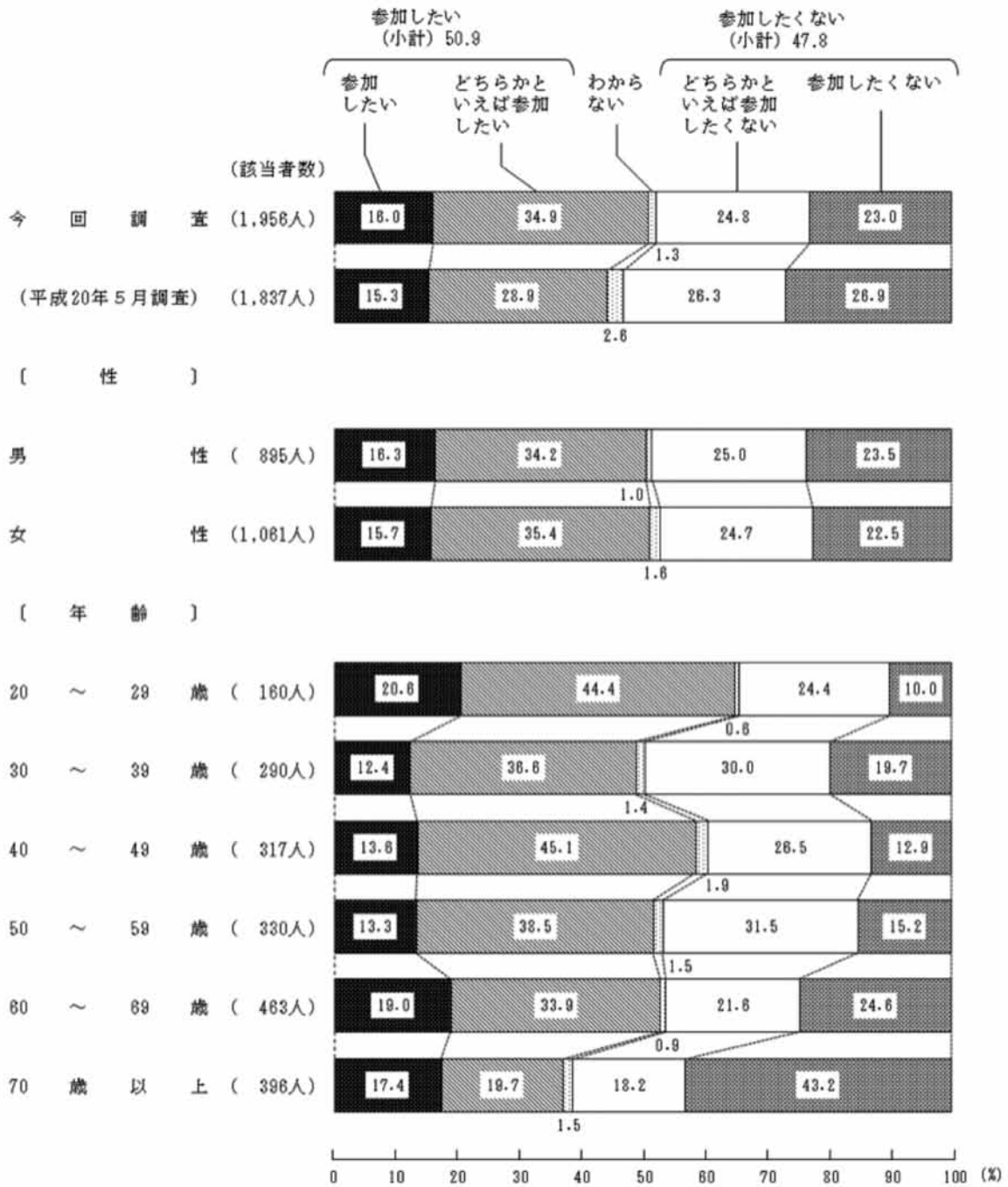


図2 「地域や社会における教育」の支援や指導への参加希望
 [「地域や社会における教育」の支援や指導に参加してみたいかの問いに対する回答]



※「地域や社会における教育」とは、小学校などの学校教育活動を除き、各地域の公民館や図書館、博物館、学校施設などを使用して、人々に対し学習やスポーツ、文化などを教えることをいいます。

図3 参加したい「地域や社会における教育」の支援や指導

